

令和2年4月8日

報道関係者各位

市内保育所等の利用自粛協力のお願い
～保育料の減免をします～

政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、感染拡大の防止、こども園・保育所等の機能維持等の観点から、保護者に対して、できる限り登園(所)自粛【家庭保育】の協力を依頼します。

1 登園(所)自粛依頼期間

4月9日(木)から5月6日(木)

【5月3日～5月6日の日曜・祝日を含む】

※状況に応じて変動する可能性があります。

2 保育料の減免

【4月分の保育料】

・4月9日(木)から4月30日(木)までの間、こども園・保育所等の開園(所)日(土曜日を含む)に9日以上登園(所)自粛された方は、4月分の保育料を全額免除します。また、9日未満(土曜日を含む)の登園(所)自粛の場合は、日割り計算にて減免します。

【5月分の保育料】

・5月1日(金)、5月2日(土)に登園(所)自粛された場合は、日割り計算にて減免します。

問合せ先

こども部こども保育課：篠宮 淳一（こども保育課長） 電話 047-453-5511 内線 388